

# 省エネ法に基づく管理標準の作成と運用について

調布市は、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指し、本年4月に市議会と共同で「調布市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。その達成に向けて、市として率先的な取組を図り、市民や事業者の脱炭素社会の実現に向けた取組を牽引するため、市有施設から排出される二酸化炭素を令和7（2030）年度に平成15（2013）年度比で40%削減する非常に高い目標を計画に定め、省エネ・再エネ施策の取組を強化することとしました。

つきましては、今後の公共施設における計画的な取組が重要となりますので、施設のエネルギー設備管理のマニュアル（管理標準）の作成に向けて、各部門の御協力をお願いします。

## 1 管理標準とは

エネルギー使用合理化のための設備管理マニュアル（運転管理、計測記録、保守点検、新設措置）

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）により、事業者は、中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位の低減を目標に、「判断基準※」に定められた措置の実践（管理標準の設定、省エネ措置の実施等）が義務付けられています。

※判断基準…事業者が、エネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るための計画に関し、判断の基準となる具体的な事項を、省エネ法第5条に基づき国が定めたもの（平成21年3月31日経済産業省告示第66号）

- ・事業者が遵守すべき判断基準は、① 基本事項と② 管理標準により構成されます。

事業者が 遵守すべき 判断基準	① 基本事項	組織全体の管理体制、取組方針、目標等を示すもの
	② 管理標準	各施設のエネルギー設備概要、保有設備の管理内容・管理基準を示すもの

## 2 省エネ法で求められている事項

省エネ法を踏まえたエネルギー使用合理化の促進、事務事業における温室効果ガス排出量削減に向け、施設の特성에応じた省エネルギーの取組が必要

### （1）省エネ法に基づく対応の必要性

- ・事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ/年度以上である場合は、そのエネルギー使用量を国に届け出て、特定事業者の指定を受けます。特定事業者は、毎年国に提出する定期報告書の中で判断基準の遵守状況を報告することが求められます。
- ・調布市では、「市長部局」、「教育委員会」がそれぞれ特定事業者に該当します。

## (2) 「事業者クラス分け評価制度」を踏まえた更なる省エネルギーの促進

- ・定期報告書の内容に基づき、事業者はS・A・B・Cのクラスに分けられます。
- ・Bクラスの事業者については、判断基準の遵守状況、エネルギー消費原単位、電気需要平準化評価原単位の推移等について確認するため「報告徴収」、「立入検査」等が行われ、その結果、判断基準遵守状況が不十分と判断された場合、Cクラス（要注意事業者）となり指導等が行われます。
- ・令和2年度実績は、市長部局はSクラス、教育委員会はAクラスとなりました。ゼロカーボンシティを目指すため、Sクラスを達成すべく、各部署、各施設において省エネルギーに取り組む必要があります。

### 事業者クラス分け評価制度（SABC 評価制度）

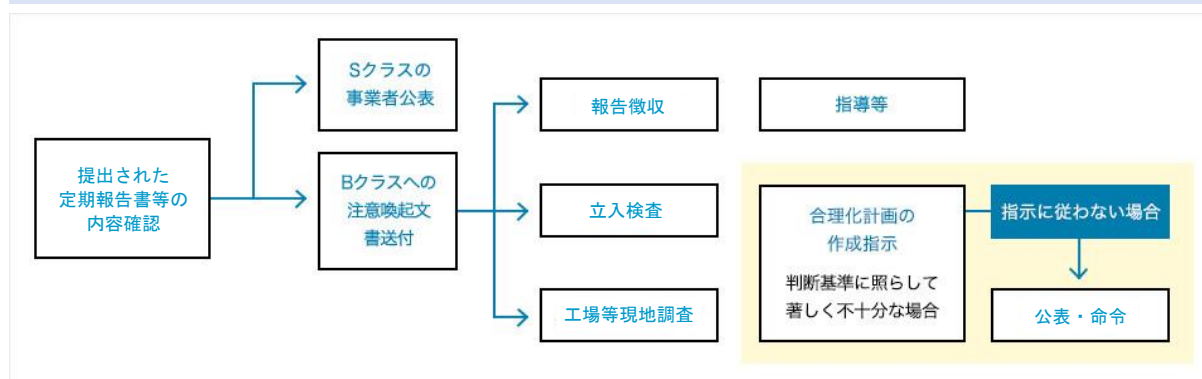
Sクラス 省エネが優良な事業者 (目標達成事業者)	Aクラス 省エネの更なる努力が 期待される事業者 (目標未達成事業者)	Bクラス 省エネが停滞している事業者 (目標未達成事業者)	Cクラス 注意を要する事業者 (目標未達成事業者)
<b>【水準】</b> ※1 ①努力目標達成 または、 ※2 ②ベンチマーク目標達成	<b>【水準】</b> Bクラスよりは省エネ水準 は高いが、Sクラスの水準 には達しない事業者	<b>【水準】</b> ※1 ①努力目標未達成かつ直近 2年連続で原単位が対前 年度年比増加 または、 ②5年間平均原単位が5% 超増加	<b>【水準】</b> Bクラスの事業者の中で特 に判断基準遵守状況が不 十分
<b>【対応】</b> 優良事業者として、経産 省HPで事業者名や連続 達成年数を表示。	<b>【対応】</b> 省エネ支援策等に関する 情報をメールで発出し、努 力目標達成を推進。	<b>【対応】</b> 注意喚起文書を送付し、現 地調査等を重点的に実施。	<b>【対応】</b> 省エネ法第6条に基づく指 導を実施。

※1 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

(出典：資源エネルギー庁ホームページ)

### 国によるチェック



(出典：資源エネルギー庁ホームページ)

### 3 管理標準の作成について

#### (1) 対象範囲

市長部局施設及び教育委員会施設のうち、一部大型公共施設\*<sup>1</sup>については、既に管理標準を作成し、運用しています。今回は、その他の管理標準未作成の施設を対象とします。

なお、管理標準の作成を行う施設は、公共施設マネジメント担当が調査・集約している「施設カルテ」と整合を図った運用とする予定です。

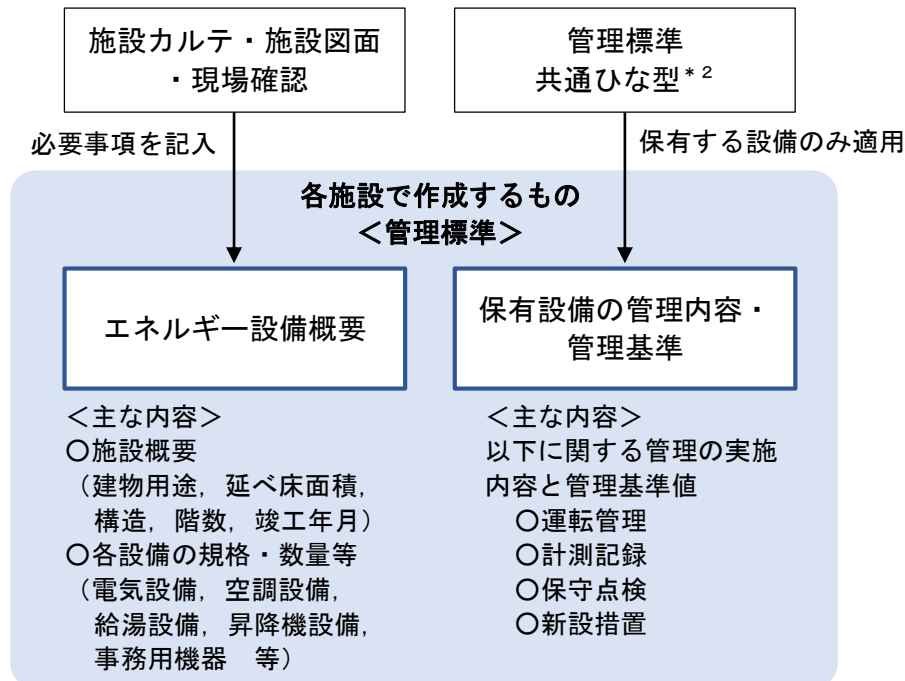
#### (2) 管理標準の作成

エネルギー設備の管理を専門としない職員でも作成・運用が行いやすいように、管理標準の共通ひな型を環境政策課にて作成しました。これを基に、各課では所管施設のエネルギー設備の管理標準（p.1「1 管理標準とは」の図の②参照）を作成していただきます。

※ 作成に当たり、各施設のエネルギー設備の概要を把握するため、施設カルテ・施設図面等の確認、現場確認が必要になる場合があります。

※ 管理標準をすでに作成している大型施設\*<sup>1</sup>は、現在使用している管理標準の運用を継続します。

※ 小中学校については、文部科学省が作成したひな型（「学校等における省エネルギー推進のための手引き～省エネのすすめ方・つづけ方～」(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部)）を基に、管理標準の様式を作成する予定です。部屋ごと（教室、体育館、教職員室など）でまとめた学校用のひな型となっています。



\* 1 管理標準を既に作成している大型公共施設

市役所本庁舎, 文化会館たづくり, グリーンホール, 総合福祉センター, ちょうふの里, 総合体育館, 仙川ポンプ場

\* 2 共通ひな型の対象設備

- |           |             |         |                    |
|-----------|-------------|---------|--------------------|
| ①照明設備     | ②個別空調設備     | ③事務用機器  | ④昇降機設備             |
| ⑤受変電設備    | ⑥給湯設備       | ⑦ボイラー設備 | ⑧空調・換気設備 (個別空調を除く) |
| ⑨空調用ポンプ設備 | ⑩吸収式冷温水発生設備 | ⑪冷却塔設備  |                    |

## 4 今後について

- 令和4年1月上旬：環境政策課から各施設担当課に管理標準の作成を依頼
- ～令和4年3月：各施設担当課は共通ひな形を基に、各施設に対応した管理標準となるよう一部修正して作成
- 令和4年4月～：管理標準を作成した施設から段階的に運用開始  
※管理標準を運用する中でより機能的な内容としていく予定